

保育士に対する就職準備金貸付のご案内

保育士資格を有する方で、保育所等を離職した方や保育士としてはじめて勤務する方が、**新たに保育所等に就職される場合の就職準備金の貸付**を行います。
貸付後、**継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除**します。

対象者

以下の①～③を満たす方が対象です。

- ① 保育士登録後、1年以上経過している方
※ 養成施設の卒業・保育士試験合格から1年以上経過した方も含みます。
- ② 以下のいずれの施設でも勤務したことがない方、若しくは離職後1年以上経過している方
認可保育所、幼保連携型認定こども園
地域型保育事業所、幼稚園
- ③ 保育所等に新たに勤務する方(週20時間以上の勤務)

貸付金額

400,000円以内(無利子、1回限り)

ポイント 保育士として2年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を免除**します。

応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ① 借入申込書(様式第13号)
- ② 様式第12号
- ③ 保育士登録証の写し
- ④ 週または月の勤務時間を確認できる書類もしくは雇用保険加入の確認ができる書類
- ⑤ 保育士登録後の職歴がわかる履歴書等
- ⑥ 借入申込者の住民票の写し

貸付予定人数

5名程度

よくある質問

Q: どういう費用が対象となるのですか？

A: 再就職にあたり必要となる費用はすべて対象になります。

○対象となる費用の例

- ・ 就職に伴う転居費用(礼金、仲介手数料を含む)
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 再就職支援のための研修受講費用
- ・ 通勤に要する自転車等の購入費
- ・ 子どもが保育所等を利用する際の諸費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費用

Q: 領収書などは提出する必要がありますか？

A: 領収書等の提出は不要です。ただし応募の際に貸付金の用途を記載していただきます。

Q: 保育料や子どもの預かりサービス利用料の貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか？

A: 他の貸付事業との併給は可能です。それぞれの募集要項によりお申し込みください。

☎ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ <https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索